平成 26 年 3 月 4 日 岩手県長寿社会課

「介護予防給付」と

「地域支援事業」の見直しの巻

平成27年度には介護保険制度の見直しが行われますが、今回は地域 包括支援センターに特に関わりのある「介護予防給付」と「地域支援事 業」の見直しに着目し、制度改正のポイントをまとめ、情報提供します。

なお、資料は介護保険法改正案や社会保障審議会、国会議資料を基に 作成しており、今後変更もあり得ますので留意願います。

地域支援事業の充実強化と介護予防給付の見直し(全体像)

現行制度

介護予防給付

訪問看護 訪問リハ 訪問入浴介護 短期入所生活介護 認知症対応型共同生活介護 福祉用具貸与 住宅改修 (訪問介護、通所介護を除く介護

予防給付サービス)

訪問介護·通所介護

地域支援事業

■介護予防・ 日常生活支援 総合事業

介護予防・ 従来の二次 予防対象者

■介護予防事業

全ての高齢者

■包括的支援事業

地域包括支援センターの運営

■任意事業

介護給付費適正化事業 家族介護支援事業 その他の事業

見直し後

(H27. 4から順次、H29.4からは全市町村で)

介護予防給付

※従来の介護予防給付を継続

訪問看護 訪問リハ

訪問入浴介護 短期入所生活介護

認知症対応型共同生活介護

福祉用具貸与

など 住宅改修

(<u>訪問介護、通所介護を除く</u>介護予防給付サービス)

地域支援事業

■新しい介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ①訪問型サービス

-(従来の身体介護・生活援助、掃除・洗濯・ゴミ出し等の生活支援)

②通所型サービス

(機能訓練、ミニデイ、コミュニティサロン、口腔ケア等の教室)

③生活支援サービス

(配食・見守り等)

④介護予防支援事業 (ケアマネジメント)

→サービス、事業主体の多様化

-般介護予防事業

(その他の体操教室等の普及啓発事業等)

介護予防の推進

■新しい包括的支援事業

総合相談支援業務

権利擁護業務

包括的・継続的ケアマネジメント業務

在宅医療・介護連携の推進

認知症施策の推進

地域ケア会議の制度化による強化 生活支援サービスの基盤整備

■新しい任意事業

介護給付費適正化事業 家族介護支援事業 その他の事業

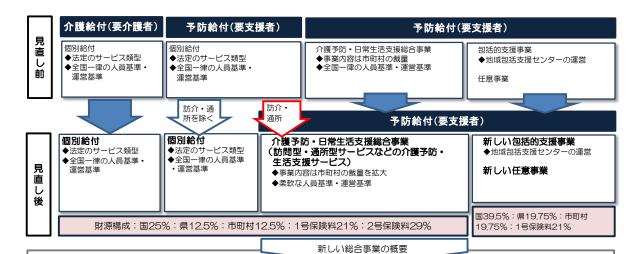
地域包括支援 センターの 機能強化

など

予防給付(訪問介護・通所介護)から地域支援事業(介護予防・生活支援サービス)への移行



- ①予防給付のうち訪問介護と通所介護は地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)へ全面 移行し、地域の実情に応じ効率的、効果的に実施。
- ②総合事業は平成27年4月施行(あらかじめ条例を制定し平成29年4月まで開始を猶予することが可能。) (予防給付の訪問介護・通所介護は平成29年度末までに全て事業に移行)
- ③総合事業の事業内容、人員基準・運営基準は市町村の裁量となり、多種多様な実施主体の参入を促進。
- ④見直し後の地域支援事業の上限は、「新しい総合事業」「新しい包括的支援事業」「新しい任意事業」ごとに個別に設定される。 (現行全体3%→見直し後個別設定、ただし事業への移行分は賄えるよう検討。政省令等改正予定。)



1 事業の構成

介護予防・生活支援サービス事業 (訪問型サービス・通所型サービス・生活支援サービス・介護予防支援事業)

- 一般介護予防事業
- 2 事業主体 市町村
- 3 実施対象者及び利用手続き
- (1)要支援者 ケアマネジメントに基づきサービスを利用
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業対象者 基本チェックリスト等により判定し、ケアマネジメントによりサービス利用
- 4 実施方法
- (1) 市町村が直接実施又は事業所へ委託
- (2) 市町村からあらかじめ指定を受けた事業所が実施
- (3) 市町村が事業を実施する団体に補助
- 5 事業費の単価

サービス内容に応じた市町村による単価設定を可能とする。

- 6 利用料
- (1) サービス内容に応じた利用料を市町村が設定する。
- (2) 従来の介護給付から移行する訪問型・通所型サービスについては、介護給付の利用料負担割合を勘案し、市町村が設定。
- 7 事業所

事業所の指定については、事業所からの指定申請に基づき市町村が指定する。事業所は市町村が定める基準に基づき運営を行う。 ただし、訪問介護・通所介護から移行するサービスは国が基準を示す。

※ その他市町村から委託又は補助を受けて実施する場合もある。

8 限度額管理

原則利用者個人の限度額管理を実施。

9 事業費の上限

予防給付から事業に移行する分を賄えるよう設定。(当該市町村の予防給付から移行する訪問介護、通所介護と予防事業の合計額を基本としつつ市町村が設定)



ポイント 市町村が行う事業

- ●介護保険事業計画の策定
- ●総合事業の単価・基準の設定、利用料の設定
- ●事業の指定(みなしあり)
- ●生活支援の基盤づくり
- ●国保連との調整(事業内容、単価、給付管理、様式、システム等)
- ●条例制定(総合事業の施行をH27.4としない場合)

今後提供される情報など

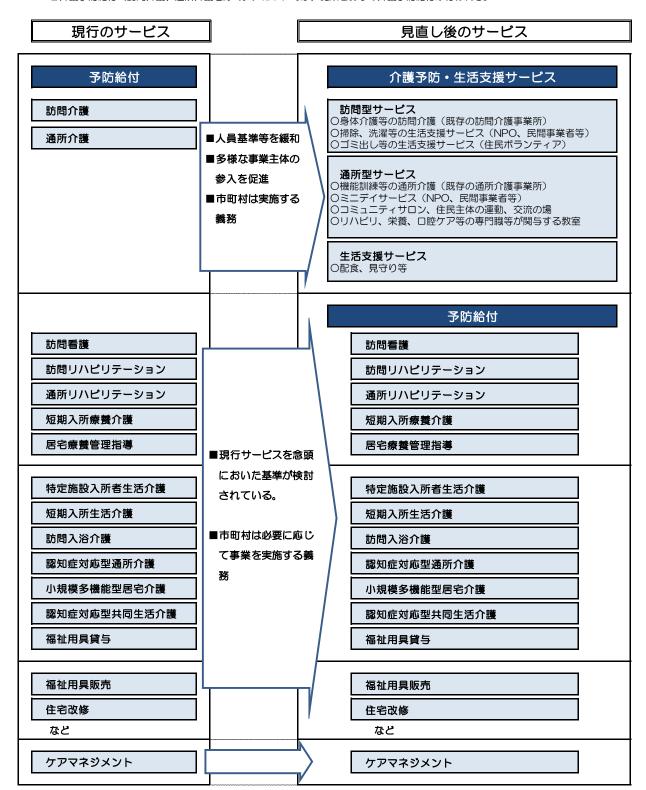
- ●予防モデル事業取組事例
- ●現介護予防・日常生活支援総合事業の取組事例
- ●地域包括ケア事例集 ●総合事業ガイドライン
- ●総合事業ガイト:●認知症関係資料
- ●認知症関係資料
- ・認知症初期集中支援チーム員研修テキスト
- ・「認知症ケアに携わる多職種研修」に係る研修テキスト等
- ●条例制定に参考となる事項

要支援者の介護予防・生活支援サービスの全体イメージ

ポイント



- ①見直し後の訪問型サービス、通所型サービスは従来の身体介護・生活介護を行う訪問介護、機能訓練を行う通所介護事業者に加え、人員基準等を緩和し、NPO、民間事業者、ボランティアなど多様な事業主体の参入を促進する。
- ②市町村は**介護予防・生活支援サービス**(訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス)について、**事業を実施する 義務がある。**
- ③生活支援サービスについては、高齢者の「生活支援の担い手」としての社会参加が求められる。
- ④介護予防給付(訪問介護、通所介護を除く。)については、従来どおりの介護予防給付が行われる。

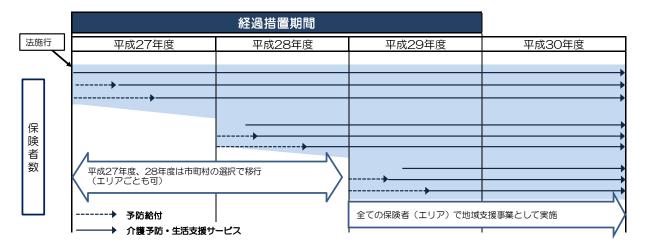


予防給付(訪問介護・通所介護)から地域支援事業(介護予防・生活支援サービス)への 移行スケジュール

ポイント



- 、①平成29年4月からは全ての保険者で要支援者に対する介護予防・生活支援サービスを開始。
 - 要支援認定期間が最大12か月であることから平成29年度中でも要支援認定期間終了まで予防給付を実施。 →平成29年度末をもって予防給付終了。
 - ②平成27年度から平成29年度までは経過措置期間。
 - →市町村の選択で移行。(エリアごとの移行も可。)
 - ④既にサービスを受けている者については事業移行後も必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能。

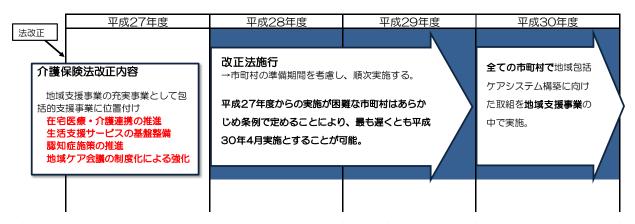


地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業(包括的支援事業)の充実強化について

ポイント



- ①在宅医療・介護連携の推進など地域包括支援センターの充実強化が、平成27年4月から地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられ、取組可能な市町村から順次実施。
 - (平成30年度からは全ての市町村において地域支援事業で実施。)
- ②在宅医療・介護連携に係る事業を委託する場合、他の包括的支援事業とは別に委託可能。



「**ちいきで包む**」は、岩手県内市町村の地域包括ケアシステム構築をアシストするため、 各地の特色ある取組や、関係する情報を発信する情報紙です。

企画・発行(問合せ先)

岩手県保健福祉部長寿社会課(本号担当:岡本・藤原)平成26年3月4日発行

TEL:019-629-5432 FAX:019-629-5439 E-mail:AD0005@pref.iwate.jp